

# 旅客自動車運送制度

		道路運送法		道路運送法の規定外
		旅客自動車運送	自家用有償運送	許可又は登録を要しない運送
事業内容		事業用自動車による旅客運送	自家用自動車による旅客運送	(ボランティアによる送迎等)
手続き等		許可制 (国土交通省)	登録制 (国土交通省)	必要なし
対 価		有償	有償 (実費の範囲) ※ガソリン・道路通行料・駐車場代のほか人件費・事務所経費等の営利を目的としない妥当な範囲内。	有償にあたらぬ範囲 ※ガソリン・道路通行料・駐車場代、任意の謝礼など。
主な運送対象		全ての旅客	地域住民	規定なし
運送主体		運送事業者	市町村、非営利団体等	規定なし
安全要件	運 転 者	第二種運転免許	第二種運転免許又は大臣認定講習等	規定なし (第一種運転免許可)
	車 両	車検期間は 1 年	車検期間は 2 年 (初回は 3 年)	車検期間は 2 年 (初回は 3 年)
	運行管理	運行管理者 (国家資格) の選任	運行管理者の選任	—
	役 員	法令試験	—	—
実施手続等		—	地域関係者による合意 (地域公共交通会議又は運営協議会)	* 自家用自動車による有償運送について許可又は登録が必要とされている趣旨 ↓ 自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全性や利用者保護のための措置が一般的には行われていないことなどから、これらの措置が確実に行われていることを確認するため。

国自旅第338号  
平成30年3月30日  
一部改正 国自旅第328号  
令和2年3月31日

各地方運輸局自動車交通部長  
沖縄総合事務局運輸部長

} 殿

自動車局旅客課長

道路運送法における許可又は登録を要しない運送の態様について

標記については、平成18年に道路運送法等の一部を改正する法律（平成18年法律第40号）が成立し、市町村、ボランティア団体等が行う自家用有償旅客運送について、新たに登録制とされた。この際、参議院国土交通委員会において「NPO等による福祉有償運送について、好意に対する任意の謝礼にとどまる金銭の授受は有償に含めないこととするなど「自家用有償旅客運送」に係る有償の考え方及び運送対象者の範囲を示す」旨の附帯決議が付され、その趣旨を踏まえ、事務連絡（平成18年9月29日付け）で考え方を整理し、運用してきたところである。

今般、規制改革実施計画（平成29年6月9日閣議決定）において「自家用自動車による運送について、それが有償である場合には、旅客自動車運送事業に準じた輸送の安全や利用者の保護に対する期待感を利用者一般が有していることが、自家用自動車の有償運送を登録又は許可にかからしめる理由であることを通達により明確にする」とともに、登録又は許可を要しない自家用自動車による運送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を通達により明確化する。」との計画が策定され、また、「高齢者の移動手段の確保に関する検討会」の中間とりまとめ（平成29年6月30日公表）において「道路運送法上の許可・登録を要しない輸送について、ガソリン代等の他に一定の金額を収受することが可能な範囲を明確化し、関係者に周知する。」とされたところである。

このため、上記の趣旨を踏まえ、標記についての考え方を整理したので、その旨了知されるとともにその取扱いについて円滑な実施に努めることとされたい。

なお、本通達の発出に伴い、「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」（平成18年9月29日事務連絡）及び「『道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について』の細部取扱いについて」（平成22年9月1日事務連絡）を廃止する。

## 記

### 1. 道路運送法上の許可又は登録を要しない運送の態様についての考え方

道路運送法（昭和26年法律第183号。以下「法」という。）第78条の規定により、自家用自動車は、原則として、有償の運送の用に供してはならず、災害のため緊急を要するときを除き、例外的にこれを行うためには、国土交通大臣の登録又は許可を受けるべきことが定められている。これは、自家用自動車による有償運送について許可又は登録が必要とされている趣旨が、自家用自動車については、旅客自動車運送事業のような輸送の安全や利用者の保護のための措置が一般的には行われていないこと、自家用自動車による旅客運送を有償で行う場合には、輸送の安全や利用者の保護のための措置が確保されているとの期待感を利用者一般が有していることを踏まえ、これらの措置が確実に行われていることについて、許可又は登録の際に確認する必要があるためである。

個々具体的な行為が、有償の運送として、許可や登録（法第78条第3号の許可、法第79条の登録、行為の態様によっては法第4条第1項又は法第43条第1項の許可。）を要するか否かについては、最終的には、それぞれの事例に即して個別に総合的な判断を行うことが必要であるが、主として、ボランティア活動における送迎行為等を念頭におきながら、許可又は登録が不要な場合の考え方及びこれに該当すると思われるケースの例を示せば、次のとおりである。

（以下、省略。なお、内容は次のとおり。）

#### ■ 要点（ポイント）

許可又登録が不要な場合の考え方	該当する例
① サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合	自発的に謝礼の趣旨で金銭等を支払い等
② 利用者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合	自宅で採れた野菜や一部の地域通貨等
③ <u>当該運送行為が行われない場合には発生しないことが明らかかな費用であって、客観的、一義的に金銭的な水準を特定できるもの（ガソリン代、道路通行料、駐車場料金）を負担する場合</u> ※人件費、車両償却費、保険料等は、運送の有無にかかわらず発生し、又は金銭的な価値水準を特定することが困難であるため、これには該当しない。	実際の運送に要するガソリン代、有料道路使用料、駐車場代等
④ 市町村が公費で負担するなど利用者は対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合	市町村の事業として実施され利用者から一切の負担を求めない場合等

# 道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について

道路運送法第2条第3項において、①他人の需要に応じ、②有償で、③自動車を使用して、④旅客を運送する、⑤事業を旅客自動車運送事業であると規定しており、①～⑤の要件全てに該当する場合は同法に基づく許可を受ける必要があります。

個別の旅客運送行為が、許可等を必要とする態様かどうかについては、最終的には個別に総合的に判断されますが、②の有償については客観的な判断が困難である場合も考えられることから、事案毎に許可等を要するか否かを例示しました。ご不明な点は、最寄りの運輸支局等にご相談下さい。

本パンフレットは、平成30年3月30日付事務連絡「道路運送法における登録又は許可を要しない運送の態様について」の内容をわかりやすく図化したものであり、新たな解釈を示したり、許可等を要しない範囲を変更するものではありません。

## (1) サービスの提供を受けた者からの給付が、「好意に対する任意の謝礼」と認められる場合は許可等を要しません。

運送行為の実施者の側から対価の支払いを求めた、事前に対価の支払いが合意されていた、などの事実がなく、あくまでも自発的に、謝礼の趣旨で金銭等が支払われた場合は有償とは観念されないことから許可等は不要です。



ただし、以下の場合は有償であるとみなされ**許可等を要することとなります。**

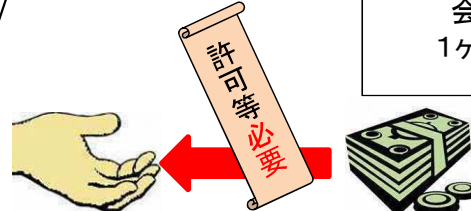
予め運賃表などを定め金銭の收受が行われる場合。

料金表	大人	小人
～5km	200	100
5km～10km	300	150
10km～	400	200



会費として收受され、運送サービスの提供と会費の負担に密接な関係が認められる場合。

会費
1ヶ月 1,000円

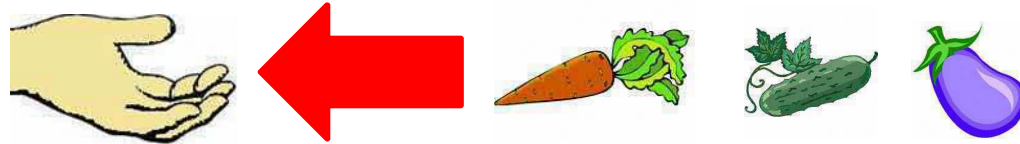


「カンパ」などの運送とは直接関係のない名称を付して利用者から收受する金銭で、運送行為に対する反対給付と認められる場合。

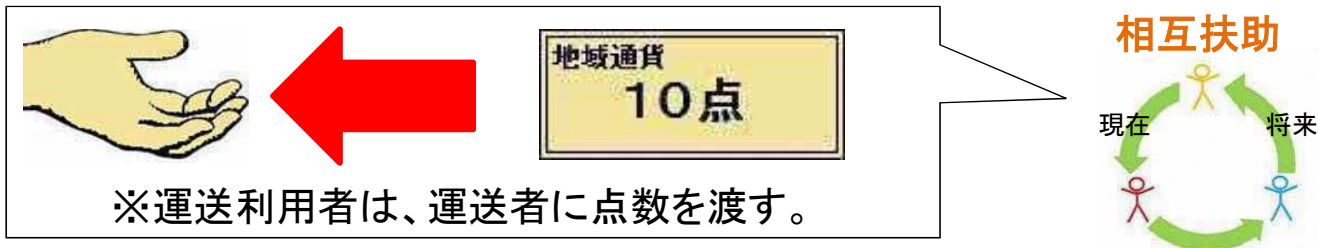


## (2) サービスの提供を受けた者からの給付が、金銭的な価値の換算が困難な財物や流通性の乏しい財物などによりなされる場合は許可等を要しません。

○日頃の移送の御礼として、自宅で採れた野菜を定期的に手渡す場合は有償とはみなされず、許可等を要しません。

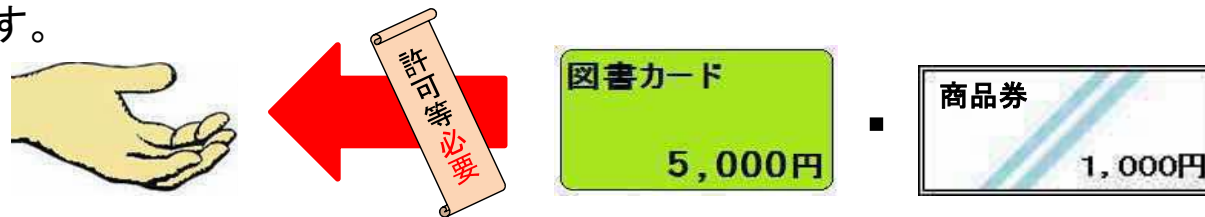


○地域通貨の一種として、ボランタリーなサービスを相互に提供しあう場であって、例えば、運送の協力者に対して1時間1点として点数化して積立て、将来自分が支えられる側になった際には、積立てておいた点数を用いて運送等のサービスを利用できる仕組み等、組織内部におけるボランタリーサービスの提供を行う場合も有償とはみなさず、許可等を要しません。

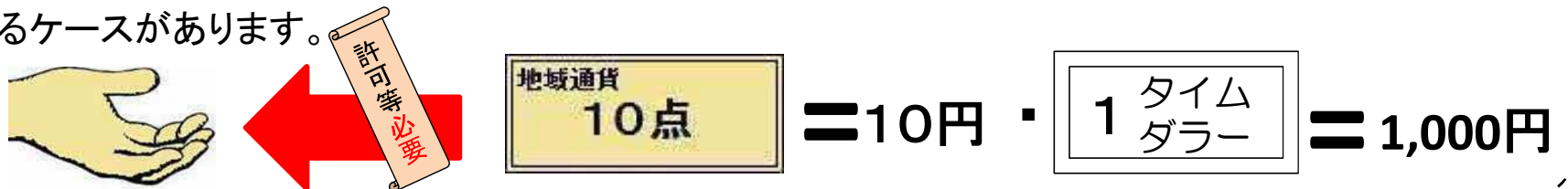


ただし、以下の場合には有償とみなされ許可等を要することとなります。

流通性、換金性が高い財産的価値を有する金券や、希少価値を有する財物等の收受は有償とみなされ、許可等が必要です。



サービスの交換にとどまる場合については原則として許可等は不要であるものの、有料で点数を購入して貰うなどの場合や、地域通貨といってもその対象サービス内容、流通範囲、交換可能な財・サービス内容に応じ、許可等が必要となるケースがあります。



### (3) 実際の運送に要するガソリン代、有料道路使用料、駐車場代のみを収受する場合は許可等を要しません。



#### ガソリン代の算出にあたって

登録又は許可が不要として認められるのは、実際の運行に要するガソリン代(乗車中とはもとより、乗降場所と車庫等の回送区間に係るものを含む。)であり、ガソリン代相当額ではありません。ガソリン代の算出方法は例えば以下の方法によることが可能です。

【走行距離(km) ÷ 燃費(km/l) × 1ℓあたりのガソリン価格(円/ℓ)】  
(それぞれの数値の算出根拠の例)

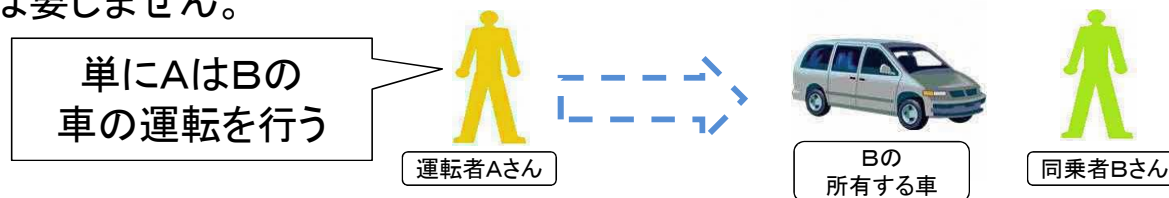
- ・走行距離 : 地図情報サイトで計測した距離
- ・燃費 : 自動車情報サイトで車種ごとに公表されている燃費
- ・ガソリン価格: ガソリン価格調査機関が公表する価格

### (4) 市町村の公共サービスを受けた者が対価を負担しておらず、反対給付が特定されない場合などは許可等を要しません。

○市町村の事業として、市町村の保有する自動車により送迎が実施され、それらの費用が全額市町村によって賄われ利用者からは一切の負担を求めない場合は許可等は要しません。

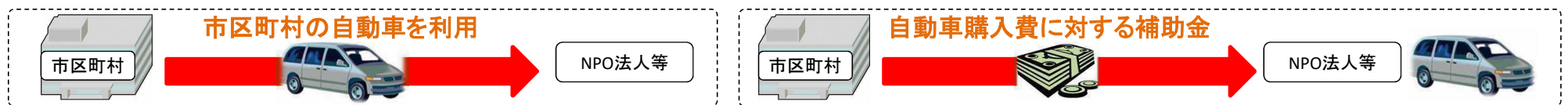


○利用者の所有する自動車を使用して送迎を行う場合は、単に他人の自動車の運転を任せただけであり、運転者に対して対価が支払われたとしても、それらは運転役務の提供に対する報酬であって送迎の対価とはなりません。よって、許可等は要しません。

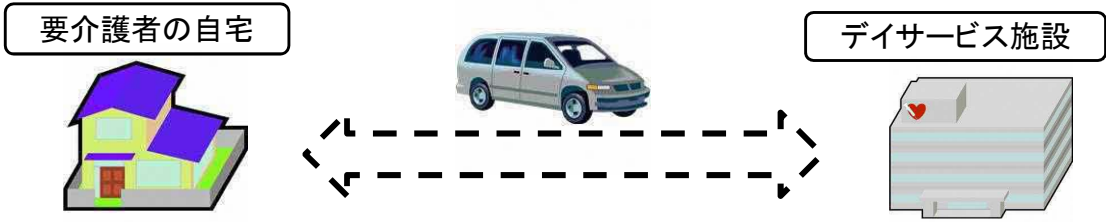


※役務提供の態様等によっては、自動車運転代行業や労働者派遣業と看做されることもあります。

○NPO法人等が地域住民の運送サービスを提供する場合に、市区町村の自動車を利用する場合や当該NPO法人等の自動車の購入費や維持管理経費に対して市区町村から補助金が交付される場合は許可等は要しません。



○デイサービス、授産施設、障害者のための作業所等を経営する者が、自己の施設の利用を目的とする通所、送迎を行う場合であって、送迎に係るコスト(ガソリン代等の実費も含む。)を利用者個々から収受しない場合にあつては、当該送迎は自己の生業と密接不可分な輸送と解され、許可等は要しません。



ただし、以下の場合には有償性があると認められ**許可等を要することとなります。**

運送者から利用者にガソリン代等と称して実費や運賃を要求する場合

実費や運賃

施設等からの委託契約を受けて当該施設までの運送を行う場合

委託者又は第三者が対価を負担して、利用者の負担が一切なくても

訪問介護事業所が行う要介護者の運送(介護保険給付が適用される場合)

介護保険給付

○子供の預かりや家事・身辺援助の提供が中心となるサービスを提供するものであつて、運送に対する固有の対価(ガソリン代等の実費も含む。)の負担を求めないものである場合は、当該送迎サービスの提供は有償の運送とは解さず、許可等は要しません。



市区町村が設立するファミリサポートセンターにおける子育て支援のための相互援助活動の一環として行われる保育施設と依頼会員の自宅との間の送迎サービス

ただし、以下の場合には有償性があると認められ**許可等を要することとなります。**

運送を行う場合と行わない場合とで料金が異なる

送迎付き	12,000円
送迎無し	10,000円

**許可等必要**

送迎を利用する者と利用しない者との間のサービスに差を設ける

送迎付き	マッサージ無し
送迎無し	マッサージ有り

**許可等必要**

運送に対する反対給付が特定される


請求書	
施設料	10,000
食事代	4,000
<b>送迎料</b>	<b>2,000</b>
合計	16,000

**許可等必要**

# 貨物自動車運送制度

		貨物自動車運送事業法	貨物自動車運送事業法＋道路運送法		道路運送法	
		貨物運送	貨客混載			
		トラック等	トラック、タクシー、貸切バス	乗合バス (積載量350kg以上)	乗合バス (積載量350kg未満)	自家用自動車、福祉車両 (積載量350kg未満)
手続き等		許可制 (国土交通省)	許可制 (国土交通省)	許可制 (国土交通省)	許可制 (国土交通省)	登録＋許可制 (国土交通省)
運送主体		運送事業者	運送事業者	運送事業者	運送事業者	自家用有償 旅客運送者 〔市町村、 非営利団体等〕
要件	運行管理	運行管理者の選任	運行管理者の選任	運行管理者の選任	運行管理者の選任	運行管理者の選任
	整備管理	整備管理者の選任	整備管理者の選任	整備管理者の選任	整備管理者の選任	整備管理者の選任
	施設	営業所、休憩・睡眠施設、 車庫	営業所、休憩・睡眠施設、 車庫	営業所、休憩・睡眠施設、 車庫	営業所、休憩・睡眠施設、 車庫	規定なし
	最低車両台数	5両	5両	定期運行 : 6両 不定期・区間運行 : 3両	定期運行 : 6両 不定期・区間運行 : 3両	規定なし
	自己資金	要	要	要	要	要
	損害賠償能力	要	要	要	要	要
	役員	法令試験	法令試験	法令試験	法令試験	法令試験
地域	規定なし	過疎地域	規定なし	規定なし	過疎地域	



背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・最も近い総合病院、大型の商業施設などは70km離れた稚内市</li> <li>・稚内市に直行する公共交通機関はなく日帰りの往復は困難</li> </ul>
運行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・天塩町～稚内市を往来するボランティアドライバーと同乗希望者をマッチングして相乗りする交通サービス</li> </ul> 
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年12月：地域再生計画「天塩町シェアリングコミュニティ構築プロジェクト」認定</li> <li>・平成29年1月：株式会社notteco（ノッテコ）と提携</li> <li>・平成29年3月：実証実験開始</li> <li>・平成29年11月：本格導入</li> </ul>

■取組のポイント

地域の交通体系における役割

- 地域の交通体系における役割
- 天塩～稚内間の移動に限定することで、鉄道・バスやタクシーと競合を回避（天塩～稚内間は、鉄道・バスを乗り継ぐと3時間以上掛かり、日帰りが困難。また、タクシーでは片道約2万円と利用者はほとんどいない。）
  - マッチングプラットフォームを利用し、運転者が稚内に行く予定を登録し、それに利用希望者が同乗の申請を出す仕組み

関係者の役割分担

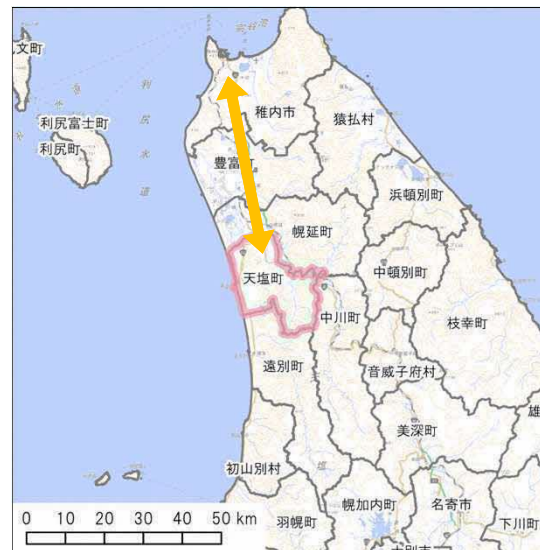
- 検討の進め方 ● 天塩町が主体となって導入し、運営

- 経費等の負担 ● 燃料代は利用者が負担

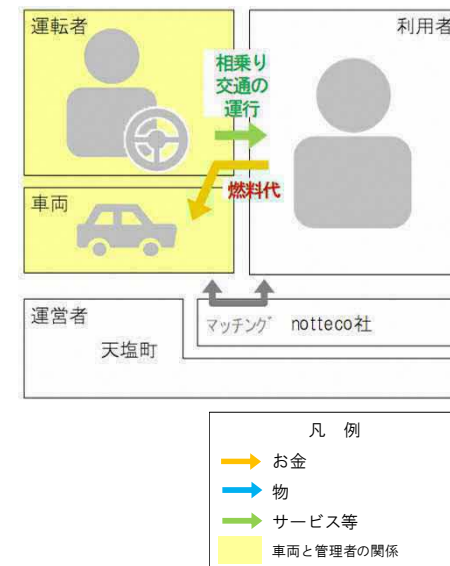
地域住民の参加

- 安全・安心の確保
- 運転者の条件を75歳未満としています。
  - 安全運転・AED講習会を開催し、運転者が参加
- 利用の促進
- 広報物だけでは伝わりにくいことから、直接、高齢者が集まる老人クラブに出向き相乗りの仕組みを説明
  - 実際に利用してもらうために相乗りツアーを実施
  - 高齢者は、スマートフォンなどを利用できない場合が多く、電話・窓口での申し込みに対応
  - 知らない人のクルマに乗ることへの不安解消のため、利用者と運転者の相乗り交流会の開催

■交通ネットワーク




■費用負担



■運行概要

運営主体	天塩町		
運行形態	相乗り型	車両	運転者のマイカー
運行ルート・エリア	・天塩町～稚内間（ドア・ツー・ドア）		
運行日・回数等	・ドライバーの移動予定による		
運転者	町内在住者 登録者数：32名（2019年4月末）		
利用者	18歳以上の町民 登録者数：82名（2019年4月末）		
利用方法	マッチングプラットフォーム又は電話で申し込み	金銭收受	あり（燃料代）
利用者数	H30年度：311名（H29年3月からの累計）		

背景	<ul style="list-style-type: none"> <li>・路線バスや都市間バスは、路線が少なく、便数も少ない</li> <li>・タクシーは、町内に計2台しかなく、これらが稼働中の場合、町内の交通資源は自家用車のみ</li> </ul>
運行内容	<ul style="list-style-type: none"> <li>・町民のボランティア・ドライバーのマイカーを利用した相乗り</li> <li>・出発・目的地いずれかが町内であれば、町外の利用も可能</li> <li>・マッチングプラットフォームを利用し、町民の他、来訪者も利用可能</li> </ul> 
経緯	<ul style="list-style-type: none"> <li>・平成28年6月20日：第1回中頓別町シェアリング研究協議会</li> <li>・平成28年8月3日：平成28年度第1回交通グループ会議</li> <li>・平成28年8月24日：なかとんべつライドシェア実証実験開始</li> <li>・平成29年4月20日：燃料代・システム利用料收受開始</li> <li>・平成31年4月：継続が決定</li> </ul>

## 取組のポイント

### 地域の交通体系における役割

- 地域の交通体系における役割
- 全町域をカバーする交通手段が必要であるが、町の財政や交通事業者の供給力では、交通サービス提供が困難であり、互助の輸送を導入
  - 町では、高齢者・障害者を対象にタクシーチケットを配布
  - ライドシェアで都市間バスとの接続に対応

### 関係者の役割分担

- 検討の進め方
- 交通事業者が研究協議会に参加、運輸支局もオブザーバーとして参加
  - 下部組織として、ボランティアドライバーから構成される交通グループ会議を設置

- 経費等の負担
- 中頓別町が主体となって導入し、運営（電話受付、マッチング）
  - 町が主体となることで、取組に信頼感が得られる
  - 無料では、利用しにくいとの声を踏まえ、平成29年4月から実費を收受

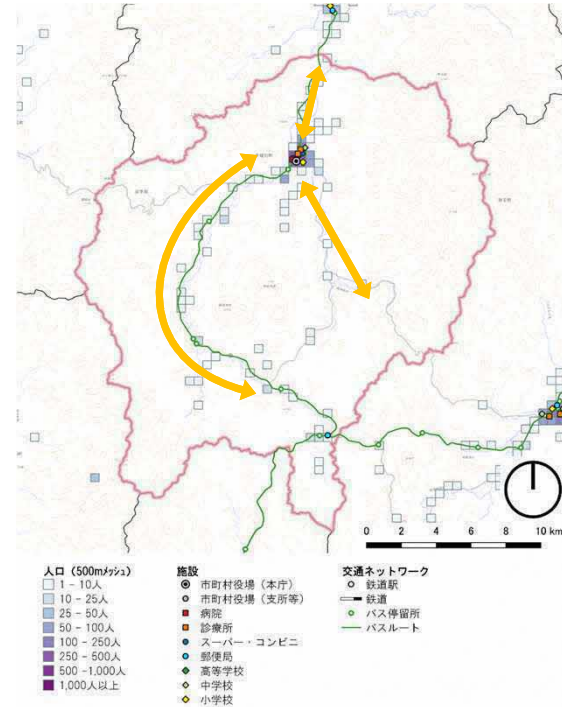
### 地域住民の参加

- 安全・安心の確保
- 交通グループ会議における安全対策の実施（町営自動車学校による講習会の受講、ヒアリングマップの作成・更新）

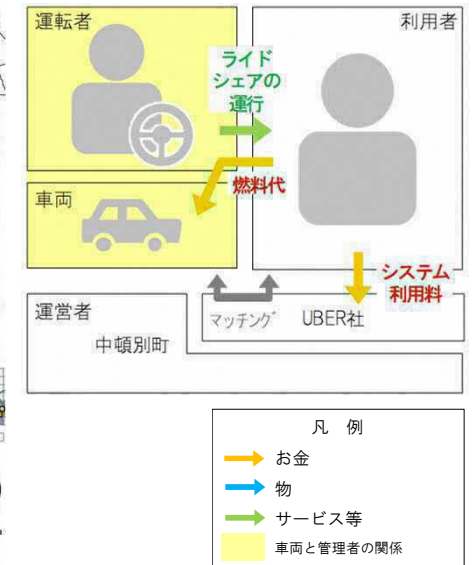
- 利用の促進
- マッチングアプリの他、ライドシェア配車受付専用ダイヤル、町内6か所での代理配車
  - 広報活動（広報誌での特集記事の掲載、ライドシェア通信の発行、町民フォーラムの開催、町内のイベントへの出店等）

- 運転者等の確保
- ボランティアドライバーから構成される交通グループ会議を月1回開催し、情報交換や運営上の課題について対策を継続的に検討

## 交通ネットワーク



## 費用負担



## 運行概要

運営主体	中頓別町		
運行形態	相乗り型	車両	運転者のマイカー
運行ルート・エリア	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中頓別町内（ドア・ツー・ドア）</li> <li>・発地又は着地が町内の場合は町外への配車は可能</li> </ul>		
運行日・回数等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・毎日、8時～24時</li> <li>（時間帯によっては配車ができない場合もあり）</li> </ul>		
運転者	75歳以下の地域住民 登録者数：15名（2019年9月末）		
利用者	町民及び来訪者 145名以上（2016/8/24～2019/3/31）		
利用方法	マッチングプラットフォーム又は電話で申し込み	金銭收受	あり（燃料代、システム利用料）
利用者数	利用回数：887回（2016/8/24～2019/3/14）		

## ■道路運送法（昭和 26 年 6 月 1 日外法律第 183 号）

### （目的）

**第一条** この法律は、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）と相まつて、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発達を図り、もつて公共の福祉を増進することを目的とする。

### （定義）

**第二条** この法律で「道路運送事業」とは、旅客自動車運送事業、貨物自動車運送事業及び自動車道事業をいう。

2 この法律で「自動車運送事業」とは、旅客自動車運送事業及び貨物自動車運送事業をいう。

3 この法律で「旅客自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車を使用して旅客を運送する事業であつて、次条に掲げるものをいう。

4 この法律で「貨物自動車運送事業」とは、貨物自動車運送事業法による貨物自動車運送事業をいう。

5 この法律で「自動車道事業」とは、一般自動車道を専ら自動車の交通の用に供する事業をいう。

6 この法律で「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）による自動車をいう。

7 この法律で「道路」とは、道路法（昭和二十七年法律第八十号）による道路及びその他の一般交通の用に供する場所並びに自動車道をいう。

8 この法律で「自動車道」とは、専ら自動車の交通の用に供することを目的として設けられた道で道路法による道路以外のものをいい、「一般自動車道」とは、専用自動車道以外の自動車道をいい、「専用自動車道」とは、自動車運送事業者（自動車運送事業を経営する者をいう。以下同じ。）が専らその事業用自動車（自動車運送事業者がその自動車運送事業の用に供する自動車をいう。以下同じ。）の交通の用に供することを目的として設けた道をいう。

### （種類）

**第三条** 旅客自動車運送事業の種類は、次に掲げるものとする。

一 一般旅客自動車運送事業（特定旅客自動車運送事業以外の旅客自動車運送事業）

イ 一般乗合旅客自動車運送事業（乗合旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ロ 一般貸切旅客自動車運送事業（一個の契約により国土交通省令で定める乗車定員以上の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

ハ 一般乗用旅客自動車運送事業（一個の契約によりロの国土交通省令で定める乗車定員未満の自動車を貸し切つて旅客を運送する一般旅客自動車運送事業）

二 特定旅客自動車運送事業（特定の者の需要に応じ、一定の範囲の旅客を運送する旅客自動車運送事業）

### （一般旅客自動車運送事業の許可）

**第四条** 一般旅客自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない

い。

- 2 一般旅客自動車運送事業の許可は、一般旅客自動車運送事業の種別（前条第一号イからハマまでに掲げる一般旅客自動車運送事業の別をいう。以下同じ。）について行う。

#### （有償運送）

**第七十八条** 自家用自動車（事業用自動車以外の自動車をいう。以下同じ。）は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村（特別区を含む。）、特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により地域住民又は観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送その他の国土交通省令で定める旅客の運送（以下「自家用有償旅客運送」という。）を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

#### （登録）

**第七十九条** 自家用有償旅客運送を行おうとする者は、国土交通大臣の行う登録を受けなければならない。

## ■道路運送法施行規則（昭和26年8月18日運輸省令第75号）

#### （自家用有償旅客運送）

**第四十九条** 法第七十八条第二号の国土交通省令で定める旅客の運送は、市町村又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人若しくは前条各号に掲げる者（以下「特定非営利活動法人等」という。）が行うものであつて、次に掲げるものとする。

- 一 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二条第一項に規定する過疎地域その他の交通が著しく不便な地域において行う、地域住民、観光旅客その他の当該地域を来訪する者の運送（以下「交通空白地有償運送」という。）
- 二 乗車定員十一人未満の自動車を使用して行う、次に掲げる者のうち他人の介助によらずに移動することが困難であると認められ、かつ、単独でタクシー（タクシー業務適正化特別措置法（昭和四十五年法律第七十五号）第二条第一項に規定するタクシーをいう。）その他の公共交通機関を利用することが困難な者（特定非営利活動法人等が行う場合にあつては、第五十一条の二十五の名簿に記載されている者）及びその付添人の運送（以下「福祉有償運送」という。）
  - イ 身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第四条に規定する身体障害者
  - ロ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十三号）第五条に規定する精神障害者
  - ハ 障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）第二条第四号に規定する知的障害者
  - ニ 介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第十九条第一項に規定する要介護認定を受けている

者

ホ 介護保険法第十九条第二項に規定する要支援認定を受けている者

ヘ 介護保険法施行規則（平成十一年厚生省令第三十六号）第四百十条の六十二の四第二号の厚生労働大臣が定める基準に該当する者

ト その他肢体不自由、内部障害、知的障害、精神障害その他の障害を有する者

## ■貨物自動車運送事業法（平成元年12月19日法律第83号）

（目的）

**第一条** この法律は、貨物自動車運送事業の運営を適正かつ合理的なものとするとともに、貨物自動車運送に関するこの法律及びこの法律に基づく措置の遵守等を図るための民間団体等による自主的な活動を促進することにより、輸送の安全を確保するとともに、貨物自動車運送事業の健全な発達を図り、もって公共の福祉の増進に資することを目的とする。

（定義）

**第二条** この法律において「貨物自動車運送事業」とは、一般貨物自動車運送事業、特定貨物自動車運送事業及び貨物軽自動車運送事業をいう。

2 この法律において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。次項及び第七項において同じ。）を使用して貨物を運送する事業であって、特定貨物自動車運送事業以外のものをいう。

3 この法律において「特定貨物自動車運送事業」とは、特定の者の需要に応じ、有償で、自動車を使用して貨物を運送する事業をいう。

4 この法律において「貨物軽自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車（三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車に限る。）を使用して貨物を運送する事業をいう。

5 この法律において「自動車」とは、道路運送車両法（昭和二十六年法律第百八十五号）第二条第二項の自動車をいう。

6 この法律において「特別積合せ貨物運送」とは、一般貨物自動車運送事業として行う運送のうち、営業所その他の事業場（以下この項、第四条第二項及び第六条第四号において単に「事業場」という。）において集貨された貨物の仕分を行い、集貨された貨物を積み合わせて他の事業場に運送し、当該他の事業場において運送された貨物の配達に必要な仕分を行うものであって、これらの事業場の間における当該積合せ貨物の運送を定期的に行うものをいう。

7 この法律において「貨物自動車利用運送」とは、一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者が他の一般貨物自動車運送事業又は特定貨物自動車運送事業を営業者の行う運送（自動車を使用して行う貨物の運送に係るものに限る。）を利用してする貨物の運送をいう。

（一般貨物自動車運送事業の許可）

**第三条** 一般貨物自動車運送事業を営もうとする者は、国土交通大臣の許可を受けなければならない。

# ○自家用有償旅客運送者による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可に係る取扱いについて

〔平成28. 3. 31 国自旅第412号・国自貨第172号〕  
国土交通省自動車局長から各地方運輸局長・沖縄  
総合事務局長あて通知

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等において、当該地域の住民の生活を支える物流網及び地域公共交通網を維持・確保し、その持続可能性を高めていくことを目的として、自家用有償旅客運送者（道路運送法（昭和26年法律第183号）第79条の登録を受けた者をいう。以下同じ。）による過疎地域等における少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可の取扱いについて、当分の間、下記のとおり定めることとするので、各地方運輸局（沖縄県にあっては沖縄総合事務局。以下同じ。）においては、その趣旨を十分理解の上、遺漏のないよう取り扱われたい。

## 記

### 1 許可手続

少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等において、自家用有償旅客運送者から少量貨物の有償運送に係る道路運送法第78条第3号に基づく許可（以下単に「許可」という。）の申請があったときは、運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部長、沖縄県にあっては陸運事務所長。以下同じ。）は、2に定める要件を満たしている場合には、3に定める条件を付し、許可をするものとする。許可に際しては、当分の間、本省自動車局と協議の上行うこととする。

### 2 許可の要件

#### (1) 許可の対象

許可の対象は、自家用有償旅客運送者が自家用有償旅客運送の用に供する車両とする。ただし、許可に基づき少量貨物の有償運送を行うことができる自家用有償旅客運送者（以下「許可運送者」という。）は、少量貨物の有償運送の適切な運営を確保するために必要な運行管理等の管理体制を整えているものでなければならない。

#### (2) 欠格事由

次の事項のいずれかに該当する者は、この通達に基づき道路運送法第78条第3号の許可を受けることができない。

- ① この通達に基づき道路運送法第78条第3号の許可の取消しを受け、その取消しの日から2年を経過しない者（当該許可を取り消された者が法人である場合においては、当該取消しに係る聴聞の通知が到達した日（行政手続法（平成5年法律第88号）第15条第1項の通知が到達した日（同条第3項により通知が到達したものとみなされた日を含む。）をいう。）前60日以内にその法人の役員（いかなる名称によるかを問わず、これと同等以上の職権又は支配力を有する者を含む。）であった者で当該取消しの日から2年を経過しないものを含む。）
- ② 道路運送法第79条の12の規定に基づく処分を現に受けている者

(3) 許可の申請

許可の申請は、自家用有償旅客運送者が、少量貨物の有償運送を行う路線又は区域の所在する都道府県を管轄する運輸支局長に対して行うこととする。

(4) 対象地域

3(1)に基づき少量貨物の有償運送を認める運送の路線又は区域は、少子高齢化や人口減少が進み、貨物や旅客の輸送量が限られている過疎地域等であって、既存の貨物自動車運送事業者によっては当該地域内の住民に係る貨物運送サービスの維持・確保が困難な地域として、当該地域の貨物自動車運送事業者の事業運営に支障がないと運輸支局長が認める地域内に限るものとする。この場合において、運輸支局長は、当該地域の物流網の状況、住民の貨物運送に係るニーズ等について、必要に応じて当該地域の住民、地方公共団体、業界団体その他の関係者から意見を聴取し、判断することとする。

また、許可を行うにあたっては、事前に特例により自家用有償旅客運送者による少量貨物の有償運送が認められる現行制度（地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）又は地域再生法（平成17年法律第24号））の活用の可能性について申請者及び関係する地方公共団体と相談することとする。

(5) 旅客運送との関係

許可運送者による少量貨物の有償運送は、運送する地域、運賃、運送する貨物の重量等を総合的に勘案し、有償旅客運送に係る事業に付随して行われる範囲のものでなければならない。なお、少量貨物の有償運送は旅客が乗車していないとき、又は運行予約がないときであっても可能とする。

3 許可の条件

許可に当たっては、許可運送者に対し次に掲げる条件を付すこととする。

(1) 許可する運送の路線又は区域

許可運送者は、2(4)に規定する地域において、運輸支局長が指定する自家用有償旅客運送者による少量貨物の運送が必要と認められる路線又は区域（以下「指定運送路線・区域」という。）に限り少量貨物の有償運送を行うことができることとする。

また、許可運送者は、許可を受けた後に少量貨物の有償運送を行う路線又は区域を変更しようとする場合は、運輸支局長に指定運送路線・区域の変更の申請を行わなければならない。

(2) 運送の対象

許可運送者は、原則として次の事項の範囲内で少量貨物の有償運送を行うことができることとする。

- ① 運送する貨物の内容及び数量が自動車の安全な運行を妨げないものであり、かつ、貨物軽自動車運送事業の事業用自動車の最大積載量（350キログラム）を超えない重量であること
- ② 使用車両への乗車を希望する旅客及び乗車中の旅客の乗車スペース、当該旅客の手荷物の収納スペースが損なわれない範囲内の貨物量であること

(3) 使用車両

① 使用車両

許可運送者が少量貨物の有償運送の用に供することができる車両は、許可運送者が

自家用有償旅客運送の用に供する車両とする。

② 車両の表示等

許可運送者は、外部から見やすいように、使用する自動車の車体の側面に許可を受けて少量貨物の有償運送を行っている旨を表示しなければならない。(別記参照)

(4) 運送約款

許可運送者は、少量貨物の有償運送に係る運送約款を定め、許可申請書にこれを添付し、運輸支局長に届け出なければならない。また、これを変更しようとするときも、あらかじめ運輸支局長へ届け出ることとする。

なお、運送約款は次の事項を満たすものでなければならない。

- ① 荷主の正当な利益を害するおそれがないものであること
- ② 運賃及び料金の収受並びに許可運送者の責任に関する事項が明確に定められているものであること

(5) 運賃及び料金

許可運送者は、少量貨物の有償運送に係る運賃及び料金を定め、許可申請書にこれを添付し、運輸支局長に届け出なければならない。また、これを変更しようとするときも、あらかじめ運輸支局長へ届け出ることとする。

なお、運賃及び料金は、次の事項を満たすものでなければならない。

- ① 利用者の利便その他公共の利益を阻害するものでないこと
- ② 自家用有償旅客運送に係る運賃及び料金と明確に区別されていること

(6) 運賃及び料金等の掲示

許可運送者は、少量貨物の有償運送に係る運賃及び料金並びに運送約款を主たる事務所その他の事務所において公衆に見やすいように掲示しなければならない。

(7) 乗務等の記録

許可運送者は、少量貨物の有償運送を行ったときは、次に掲げる事項を記録し、その記録を一年間保存しなければならない。

- ① 運転者の氏名
- ② 使用車両の自動車登録番号その他の使用車両を識別できる表示
- ③ 少量貨物の有償運送の開始及び終了の地点、日時並びに乗務した距離
- ④ 運送した貨物の名称又は種類及び重量又は個数
- ⑤ 貨物有償運送中に道路交通法（昭和35号法律第105号）第67条第2項に規定する交通事故若しくは自動車事故報告規則（昭和26年運輸省令第104号）第2条に規定する事故又は異常な状態が発生した場合は、その概要及び原因

(8) 許可の有効期間

許可の有効期間は、許可を行った日から起算して1年間とする。

(9) 許可後の自家用自動車有償運送許可申請書の記載事項の変更

許可運送者は、許可後に自家用自動車有償運送許可申請書に記載された事項（3(1)に係る事項を除く。）に変更が生じた場合には、速やかに運輸支局長に届け出なければならない。

(10) 少量貨物の有償運送に係る業務の廃止

許可運送者は、少量貨物の有償運送に係る業務を廃止するときは、その30日前まで



に、その旨を運輸支局長に届け出なければならない。

(11) 運営協議会等への報告

許可運送者は、許可後に、許可を受けたことについて、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第9条の2に規定する地域公共交通会議、同規則第51条の7に規定する運営協議会又は地域公共交通の活性化及び再生に関する法律第6条第1項に規定する協議会に対し報告を行わなければならない。

4 許可の取消等

運輸支局長は、許可運送者が2に定める許可の要件に適合しなくなった場合、許可運送者が3に掲げる条件に違反した場合その他運輸支局長が必要と認める場合は、少量貨物の有償運送に係る業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は許可を取り消すことができる。

附 則

- 1 本通知による取扱いは、平成28年3月31日以降に申請を受け付けたものから適用するものとする。

(別記)

許可を受けて少量貨物の有償運送を行っている車両である旨の表示事項及び方法は次のとおりとする。

- 1 許可運送者の名称
- 2 「少量貨物有償運送車両」の文字
- 3 許可を受けた年度及び許可に係る文書番号
- 4 文字はステッカー、マグネットシート又はペンキ等による横書きとし、自動車の両側面に行うこと。また、文字の大きさは縦横50ミリメートル以上とする。